

# 入札説明書等に対する質問回答書

## 「野呂川地区(コワシ沢)直轄治山工事」

質問事項	回答事項
<p>作業道作設について</p> <p>仮設図の作業道の設営箇所は、上流部からの崩落土(盛土)が堆積して構成されており、0.45m<sup>3</sup>のバックホウの運行と資材運搬を可能となる幅員を確保して斜面を掘削した場合、上部の崩落の危険性があると思われる。</p> <p>これを回避するために、林道脇の作業ヤードの土を利用して大型土のうを設置して、掘削量を少なくすること等も検討しているが、その場合の経費は変更協議で計上して頂くことは可能でしょうか。</p> <p>また、上部箇所の安全が見込めない場合、索道による資材運搬等に変更をすることは可能でしょうか。</p>	<p>崩落の危険により安全が見込めない場合、監督職員が適正と認めた際は工種の追加や工種変更等の設計変更の対象となりますので、事前に監督職員と協議願います。</p>
<p>コンクリート打設時の圧送管の管理について</p> <p>公表設計図書では、コンクリート打設をポンプ車にて30m<sup>3</sup>/日の打設となっており、圧送管の組立撤去を1回行うことになっているが、本工事は嵩上げ工事であり、1回の打設高が1.5m程度以下での打設となると想定される。</p> <p>その場合、十数回の打設回数が必要となり、2～3ヶ月の打設期間を要すると想定されるが、圧送管の賃貸料、もしくは都度の設置撤去費用、清掃料等が別途発生するが、これについては協議で計上して頂けるのでしょうか</p>	<p>標準歩掛 第2編 第2治山ダム工 2-1-5(4)コンクリートポンプ車圧送料金について、「標準歩掛の適用が適当でない場合は、専門業者の圧送料金相当額を見積りにより積算することができる。」と記載されています。また圧送管組立撤去については、標準歩掛2-1-5(5) 備考1により「現場条件等により、複数回の組立・撤去が必要となる場合、延長区分に応じた延べ延長を仮設費として積算するものとする」と記載されています。</p> <p>現場条件等により適正と認められた場合は、標準歩掛の記載事項に沿って変更することは可能ですので、事前に監督職員と協議願います。</p>